資料１－２

ガス事業総合法（ガス事業新法）の制定を必要とする背景説明

平成十月十月七日
ＬＰガス懇話会

一　ガス体エネルギー事情の変化

昭和二十九年、ガス事業法が制定された当時、ガス体エネルギーとしては、石炭ガスが中枢を占め、現在のように普及しているＬＰガスは、草創期にあって、競合するガス体エネルギーとしては殆ど存在価値を認められていなかった。その後、半世紀近くを経た現状においては、石炭ガスから石油ガスそしてＬＮＧと、都市ガス事業に使用される燃料は変化し、普及度も向上してきているが、ＬＰガスの燃料としての使用は都市ガス事業を上廻って拡大し、都市ガス事業の供給戸数を上回る供給戸数をＬＰガス販売事業者が担うこととなり、ＬＰガスは国民生活の上で都市ガスと競合するガス体エネルギーに成長した。

二　ガス体エネルギー供給態様の多様化

都市ガス事業は、ガス事業法制定時には、レトルト釜、コークス炉等のガス製品設備からガス溜めそしてガス使用者の燃焼箇所までを導管を通じて一貫体制で供給する様態（唯一の例外は、ガス製造設備を三井鉱山三池鉱業所に依存した大牟田ガス㈱）であったが、ＬＮＧ導入以降、ガス製品設備を設置しなくてもタンクローリ又は導管により他のガス事業者にガスの供給を依存する形態が増加しつつある。一方ＬＰガス事業についても、昭和二十七年の草創期以来、容器による各戸供給が主流であったが、昭和四十年代に入り、集合配管方式による小規模導管供給事業が導入され、技術の向上により最近は五〇〇〇戸を超える規模の団地内供給が行われているばかりかさらに保安規制の緩和により貯槽を利用するバルク供給方式が拡大しつつある。このように供給形態の変化は、都市ガスとＬＰガスの供給形態の面から劃然と区分することをできにくくしている。

三　ガス事業規制をめぐる行政の流れ

ガス事業及びガス事業法のあり方について行政機関で最初にとりあげたのは、総務庁行政監察局と思料される。同局は、平成五年八

月「エネルギーに関する行政監察結果報告」を公表し、そのなかで一般ガス事業と簡易ガス事業との関係、所轄行政部局がＬＰガス販売事業を含めて多岐にわたる点を指摘し、その改善を図るよう求めた。次いで平成九年四月には、公正取引委員会における「政府規制等と競争政策に関する研究会」が「ガス事業分野における規制緩和と競争政策上の課題」と題する報告書を発表し、詳細な分析の上でガス事業分野における規制の見直しを提言している。この報告書は都市ガスばかりでなく関連する分野としてＬＰガス販売事業もとりあげており、競争制限問題をして新規参入、賠償責任保険加入及び無償配管について論述しているほか、取引慣行の是正・明確化や料金体系の透明化の必要性を訴えている。また、平成九年六月には「ＬＰガスビジョン検討委員会」報告がとりまとめられたが、ガス事業に関しては、簡易ガス事業の取扱いをめぐって委員会で活発な論議はあったものの、委員会が石油部長の私的諮問機関ということからガス事業法に係ることは、事務当局の限界をこえるとの要請があり、記述の内容は委員の意見の紹介にとどまった。ただ、答申の結びとして「ガス体エネルギーをとりまく環境は、関係法令規定時とは変化し、今後とも変化するものと考える。今後、ガス体エネルギー全体を見据えた規制のあり方、行政のあり方、民間の役割の検討が進むことを期待する。」として暗にガス事業法規制に触れている部分が残されている。さらに平成十年九月には都市ガス事業構造改革研究会（公益事業部長の私的諮問機関）の答申がとりまとめられ、多くの課題について両論併記とされているが、結びとして「今後、関係審議会等の場で更に検討を深化させてゆくことを期待する」旨の記述により、簡易ガス事業の取扱いを通じてのガス事業規制問題は総合エネルギー調査会等の正式審議会の場に委ねられることが予想される。平成十一年度新政策として通産省が発表したところでは、ガス事業政策として「ガス事業制度の在り方検討」の項目の下に「わが国ガス事業の現状、競合エネルギーとの競争環境等を十分考慮しつつ、競争環境の一層の整備と効率化を進め、経営自主性の確立と有効競争確保等を推進する新たなガス供給システムの在り方について事業規制の緩和も含めて検討を進める。」とあり、ガス事業法を含む規制のあり方を幅広い角度から検討する姿勢を窺うことができる。

四　ガス事業法制の課題とその解決の方途

　ガス事業を取りまく環境の変化に伴い、現在のガス事業法制は、再検討すべき時期を迎えている。現行法は、ガス事業について供給区域を設定し、その区域内にガス事業が併存することのないよう二重投資あるいは重複投資を排除することにより実質上の独占を容認し、その見返りとして消費者利益を保護する観点から供給義務を課し料金その他の供給条件を政府の介入に係らしめている。大正十四年に制定された旧瓦斯事業法も供給区域の設定を法廷しているが、行政権が強力であった時代の反映か、二重投資あるいは重複投資を

排除する条項はないが、行政運営としては、現行法と同様独占を容認していたと推定され、ガス事業法の前法ともいうべきＧＨＱの指令に基づくポツダム勅令「公益事業令」では、供給区域の重複は認めないとの条文が置かれ、法的独占を明示した。戦後の復興期はともかく、経済の国際化が進み国民経済が成熟した現在、現行法に定めるような二重投資あるいは重複投資の排除を法廷することは、時代錯誤も甚しく、ガス事業についてガス体エネルギーとして競合するＬＰガスが普及している現在において極めて不適切な法規制と考えることが妥当である。まして昭和四十五年の法改正により導入された簡易ガス事業について、都市ガス事業優先の取扱いを法制上みとめていることは、当時の経緯はともかく、現状からは不公正な競争制限的措置と解さざるを得ない。従って、営業自由の理念、企業競争の原理の上に立って、「二重投資あるいは重複投資の排除」の法規制は廃止されるべく、供給区域の法定も必要性が消滅する。（ただし、各事業体が自己の判断で供給区域を営業の範囲として設定することを妨げるものではない。）このようにして、「二重投資あるいは重複投資の排除」規制を廃止し、供給区域の法定が消滅すれば、供給義務の規定も料金その他供給条件に対する政府介入も法規制の下に置く根拠もなく、廃止されるべきであるし、事業の自主性の回復が図られる結果、兼業規制や供給契約の認可、特定供給の認可その他の業務執行上の政府介入も廃止されることになる。

　しかしながら、ガス事業についての規制を全く廃止すべきかという点については、都市ガスがＬＰガスと並んで国民生活の必要物資であり、都市ガスの大宗を占めるＬＮＧはじめ燃料ガスが高圧ガスであることを考えて、使用者の利益の保全及び保安の確保の両面から必要最小限度の規制が行われることは止むを得ないと判断できる。ＬＰガス販売事業については、昭和四十二年に制定された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」いわゆる液石法が存在するが、平成九年の改正により、経済規制と受けとめられる部分は削除され、一般消費者の利益の保全及び保安の観点から必要最小限度と考えられた規制にとどめられており、ガス事業においても先例として検討するに価するものではなかろうか。

　以上のような考え方に立てば、ガス事業及びＬＰガス販売事業がそれぞれの業態において規模の格差はあるもののまた両事業態の取扱うガス種別に差異はあるものの、いずれも取り扱う物資がガス体として国民生活必需物資であり、かつ、国民生活の大宗を支える基礎物資であることから、法制上、従来のガス事業とＬＰガス販売事業を一本化して「ガス事業総合法（ガス事業新法）」を制定することが適切であり、不可能なことではないと考える。このことはとくにＬＰガス業界が要望してきた行政の一元化への道、行政の簡素化の方向を実現するようすがにもなるものではなかろうか。

五　結び

ガス事業法制に係る検討の動きは、この二年間遅々とはしているが担当行政当局も無視できない気運にある。一つには、行政改革会議が平成十三年までに規制緩和の実現を終わらせるとの意向を示している（中小企業庁の例）こともあるが、ＬＰガス業界を含めエネルギー関係業界の地道な規制緩和への努力に負うところが大きい。資源エネルギー庁当局の平成十一年度の新政策も項目としては期待できるが記述としては「検討を進める」段階にあり、ここに提案する「ガス市場総合法（ガス事業新法）」の構想は、タイミングとして先走りの感も否めないが、「政府検討」の促進剤ともなればとの狙いと期待がある。提案する構想は、時間的余裕もなく、またガス事業法及び液石法の全体を理解する能力にも乏しいままにとりまとめたもので杜撰のそしりを甘受せざるを得ないが、関係者の教示を得て業態に即して修正する労をいとわない。その時間的余裕は充分に残されているところであり、ＬＰガス業界ばかりでなく都市ガス業界においても虚心坦懐、大局的な立場での論議を望みたい。行政に対してもガス体エネルギー業界に対しても一石を投じたものと受けとめられガス事業規制への論議が深まることを期待する提案であるとの理解を賜りたい。

（矢野　記）